

**川崎市**  
**行財政改革第 2 期プログラム**  
**(抜粋)**

平成 30 (2018) 年 3 月



# 目次

|             |                                     |            |
|-------------|-------------------------------------|------------|
| <b>第1章</b>  | <b>計画の策定趣旨・考え方</b>                  | <b>1</b>   |
| 1           | 計画の策定趣旨                             | 1          |
|             | (1) 行財政改革プログラムによる改革の推進              |            |
|             | (2) 引き続き改革推進の必要性                    |            |
|             | (3) 行財政改革第2期プログラムの策定                |            |
| 2           | 計画の目的と位置付け                          | 3          |
| 3           | 基本理念                                | 4          |
|             | (1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握                |            |
|             | (2) 市民サービスの「質的改革」の推進                |            |
|             | (3) 市役所内部の「質的改革」の推進                 |            |
|             | (4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現 |            |
| 4           | 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）          | 5          |
| 5           | 計画期間                                | 5          |
| <b>第2章</b>  | <b>現状と課題</b>                        | <b>6</b>   |
| 1           | 将来の人口減少への転換等を見据えた行財政運営の必要性          | 6          |
| 2           | 持続可能な財政運営の必要性                       | 7          |
| 3           | 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性     | 8          |
| 4           | 市民満足度の一層の向上の必要性                     | 9          |
| 5           | 行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性         | 10         |
| 6           | 改革意識を持った職員の育成の必要性                   | 11         |
| 7           | 働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性                 | 12         |
| <b>第3章</b>  | <b>改革の取組</b>                        | <b>13</b>  |
|             | 取組1「共に支える」                          | 15         |
|             | 取組2「再構築する」                          | 37         |
|             | 取組3「育て、チャレンジする」                     | 94         |
| <b>第4章</b>  | <b>今後の財政運営の基本的な考え方</b>              | <b>112</b> |
| 1           | 現状認識                                | 112        |
| 2           | 基本的な考え方                             | 113        |
| <b>第5章</b>  | <b>推進体制と取組評価</b>                    | <b>122</b> |
| 1           | 推進体制                                | 122        |
| 2           | 取組評価                                | 123        |
| <b>参考資料</b> |                                     | <b>124</b> |
| 1           | 計画の策定経過                             | 124        |
| 2           | 市民アンケート                             | 126        |
| 3           | 川崎市「働き方についてのアンケート調査」                | 127        |
| 4           | 改革課題における指標一覧                        | 133        |



### 1 計画の策定趣旨

#### (1) 行財政改革プログラムによる改革の推進

高齢化の更なる進展や経済のグローバル化など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。行政には、こうしたさまざまな環境の変化の中においても、安全・安心な市民の暮らしを支えるため、必要な市民サービスを確実に提供する責務があります。

本市では、これまで、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市行財政改革プログラム」(以下「行財政改革プログラム」といいます。)に基づき、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、市民満足度の高い行財政運営の推進を図ることを目的とし、「市民ニーズと地域課題の的確な把握」、「市民サービスの「質的改革」の推進」、「市役所内部の「質的改革」の推進」、「効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現」を基本理念とする行財政改革を推進してきたところです。

#### (2) 引き続き改革推進の必要性

今後も、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応していくためには、限りある財源や人材等を最大限に活用し、効率的・効果的なサービスの提供に努めていくことが不可欠であることから、引き続き、行政としての役割を確実に果たすことのできる体制づくりや、民間部門との役割分担も踏まえた組織の最適化に取り組むとともに、ICT<sup>1</sup>の活用等による市民サービスの向上、事務事業の改善、財源確保策の強化などに取り組んでいく必要があります。

また、防災まちづくりや地域包括ケアシステム等の施策の更なる推進が必要となる中、市民自治の考え方に基づき、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた市政を推進するためには、市民、事業者、行政などの社会を構成する各主体の役割分担を踏まえた協働・連携等の取組を更に推進し、各主体が共に支え合う地域づくりを一層進めていくことが必要です。

あわせて、市役所内部改革も重要であり、現場主義、対話主義の視点からの市民との積極的な情報共有のもと、市民に信頼される体制づくりや、市民サービスの向上に向けて、管理職のマネジメント力の強化等を図り、長時間勤務の是正、ICTの活用による業務効率化などの職員の働く環境の整備と意識改革や、女性活躍推進、障害者雇用の拡大、非常勤嘱託員等のあり方の検討などの多様な働き方を推進する働き方・仕事の進め方改革に取り組み、総合計画の推進を支える活力ある市役所を構築していくことが求められています。

<sup>1</sup> Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年等の重要な節目なども意識し、総合計画 第 2 期実施計画と連携した取組を推進していくことも大切です。

### (3) 行財政改革第 2 期プログラムの策定

これらを踏まえ、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸<sup>2</sup>のまち かわさき」の実現に向けて、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けることができるよう、市役所全体における「質的改革」を一層進め、持続可能な行財政基盤のもとでの「必要な施策・事業の着実な推進」に引き続き取り組むため、行財政改革プログラムの基本理念等を継承した「川崎市行財政改革第 2 期プログラム」を策定します。

同プログラムのもと、社会経済環境の変化の激しい時代にあっても、災害に強い、しなやかなまちづくりの推進や、誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみづくりの推進など、安全・安心な市民の暮らしを支える行政の役割をしっかりと担うため、必要な市役所組織の整備や職員の配置に取り組み、体制の強化を図ります。

また、地域の課題解決や市民サービスの一層の向上に向けた、多様な主体の参加と協働・連携、民間部門の活用、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化を推進するとともに、市民目線に立ち、行政のプロフェッショナルとして課題解決に向け自ら行動し、常にチャレンジすることができる人材の育成や、多様な人材が活躍できる職場づくりなどを推進します。

---

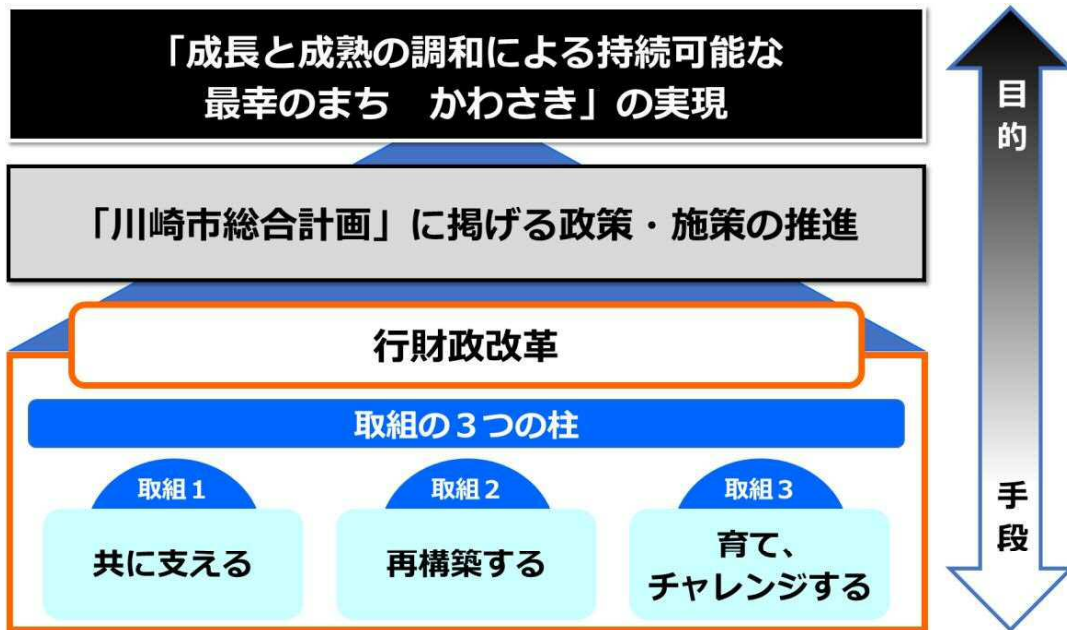
<sup>2</sup> 川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

## 2 計画の目的と位置付け

市民満足度の高い行財政運営に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するための行財政改革を進めます（図表1）。

- 【ヒト】 将来を見据えた課題解決に向けた必要な人材と最適な組織
- 【モノ】 市民満足度の向上に向けた質の高い市民サービス
- 【カネ】 中長期的視点に立ったあらゆる手法により確保していく財源
- 【情報】 市民ニーズや地域課題を的確に把握するための市民との情報共有

図表1 行財政改革の位置付け



### 3 基本理念

前例や固定観念等に捉われず、市民目線を基本とした発想の転換により、行財政運営の仕組み、手法を自己決定、自己責任で変えていく「自律」による行財政運営の進展に向け、次の4つの基本理念に基づき行財政改革を推進します。

#### (1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行財政運営に向け、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

- ・「伝わる広報」に向けた職員意識の醸成
- ・ICTの活用による効果的な情報発信
- ・職員が積極的に現場へ足を運ぶことによる市民との課題の共有
- ・継続的な情報交換の場の設置

#### (2) 市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けます。

- ・地域の多様な主体との協働・連携に向けた区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- ・将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ・地域の多様な主体の強みやニーズ等の的確な把握による効果的なマッチング
- ・ICTの活用による利便性の向上
- ・広域連携や、地方分権改革の推進
- ・世代間の受益と負担を考慮した再構築
- ・優先順位付けや、当初目的の薄れたものの見直し

#### (3) 市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員の意識改革や組織風土の醸成等に取り組みます。

- ・新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- ・失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- ・地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成
- ・新しいことを受け入れ、日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- ・働きやすい、働きがいのある環境づくり

#### (4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来の人口減少への転換等に「備える」ため、将来的な効果創出も見据えた効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

- ・安全・安心な市民の暮らしを支える、簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- ・多様な手法による財源の確保
- ・施設の効率的な維持管理や保有量の最適化



## 4 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

---

職員一人ひとりが、社会経済環境の変化を的確に捉え、広い視野や将来に「備える」視点を持ち、できない理由を探すのではなく、できる方法を考えるという意識のもと、職場を起点とした日々の業務改善に市民目線で取り組み、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、各施策分野で、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に対応した創意工夫による先駆的な取組に挑戦し、さまざまな成果を生み出すことで、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

## 5 計画期間

---

「川崎市総合計画」における基本計画の計画期間である平成 28（2016）年度からの概ね 10年間を見据えて策定した行財政改革プログラムの基本理念等のもと、「川崎市総合計画 第 2 期実施計画」と同様の、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 か年を計画期間とします。

## 第2章 現状と課題

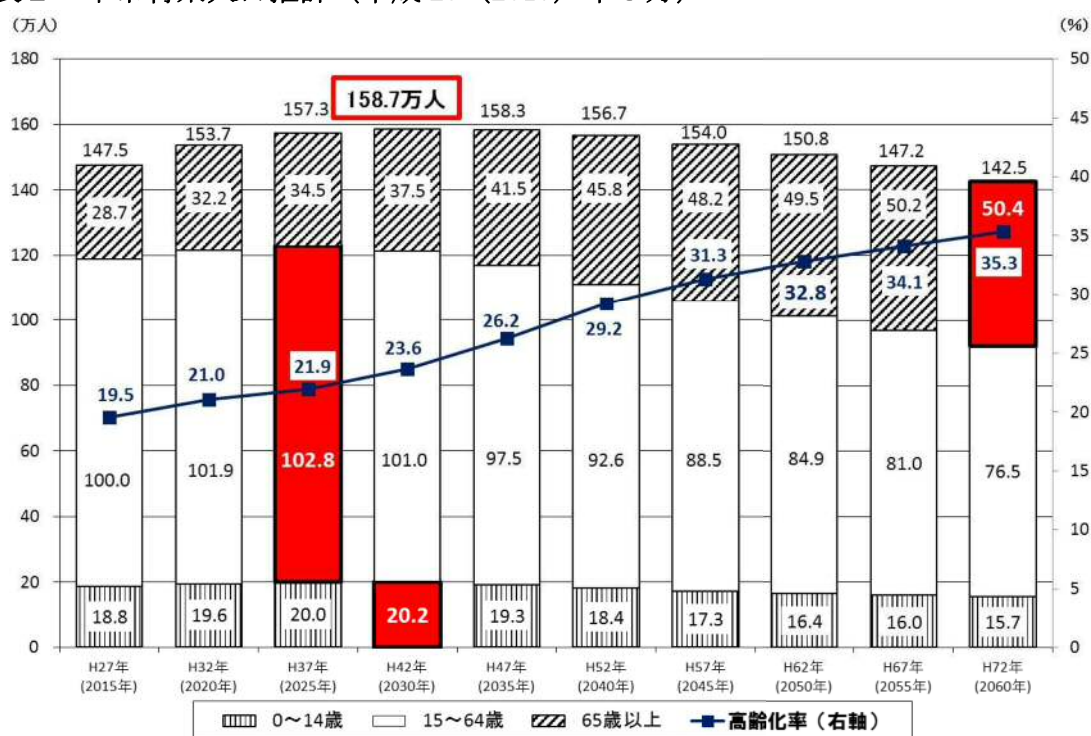
### 1 将来の人口減少への転換等を見据えた行財政運営の必要性

本市では、魅力あるまちづくりを着実に進めてきたことや首都圏の中央に位置するといった地理的要因などにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況（自然増）も続いています。平成 29（2017）年 5 月の本市将来人口推計（図表 2）では、人口は、平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の 150.0 万人から、ピークとなる平成 42（2030）年の約 158.7 万人まで増加を続ける予測となっています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける状況においても、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は、平成 37（2025）年をピークに減少し、また年少人口（15 歳未満）についても、平成 42（2030）年をピークに減少していくことが見込まれる一方、高齢人口（65 歳以上）は増加を続け、平成 62（2050）年には、高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）が約 33%に達し、市民の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となるなど、少子高齢化が急速に進展していくことが想定されます。

引き続き見込まれる人口増加や高齢化の更なる進展により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しながら、将来の人口減少への転換を見据えた行財政運営を行っていく必要があります。

図表 2 本市将来人口推計（平成 29（2017）年 5 月）

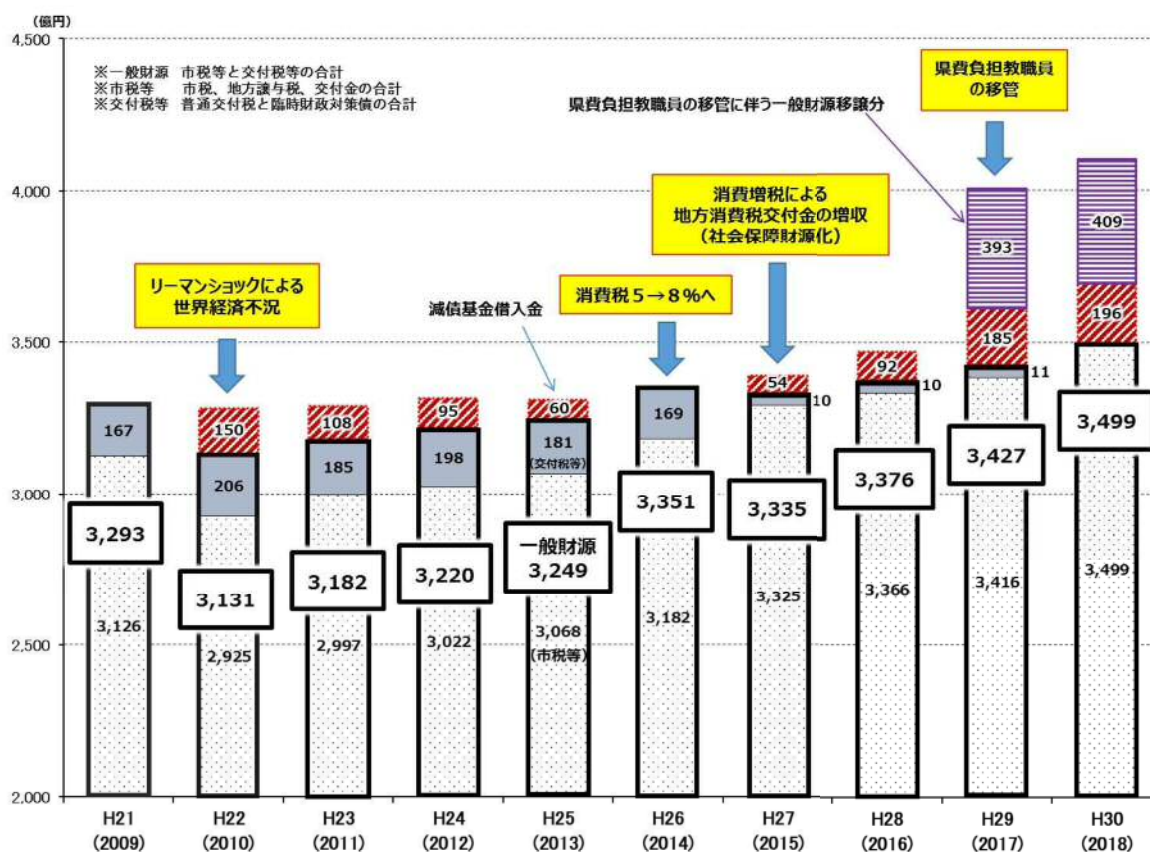


## 2 持続可能な財政運営の必要性

近年の社会経済情勢のもと、本市の市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働きの世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要は増加し続けています。一方で、国全体では地方一般財源総額が確保される中でも、本市においては、消費税率の引上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化等、税制改正などの影響を大きく受けており、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が十分ではないことから、一般財源総額の大きな増加は見込まれない状況となっています（図表3）。

平成28（2016）年3月に「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定し、「収支フレーム」を持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針と位置付けて財政運営を行ってまいりましたが、上記のとおり、策定からこれまでの間の本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな行政課題への対応によって財政需要が更に拡大していることから、施策調整の取組とともに、事務事業の見直し、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化など、行財政改革の取組を着実に進める必要があります。

図表3 近年の一般財源の状況（当初予算）



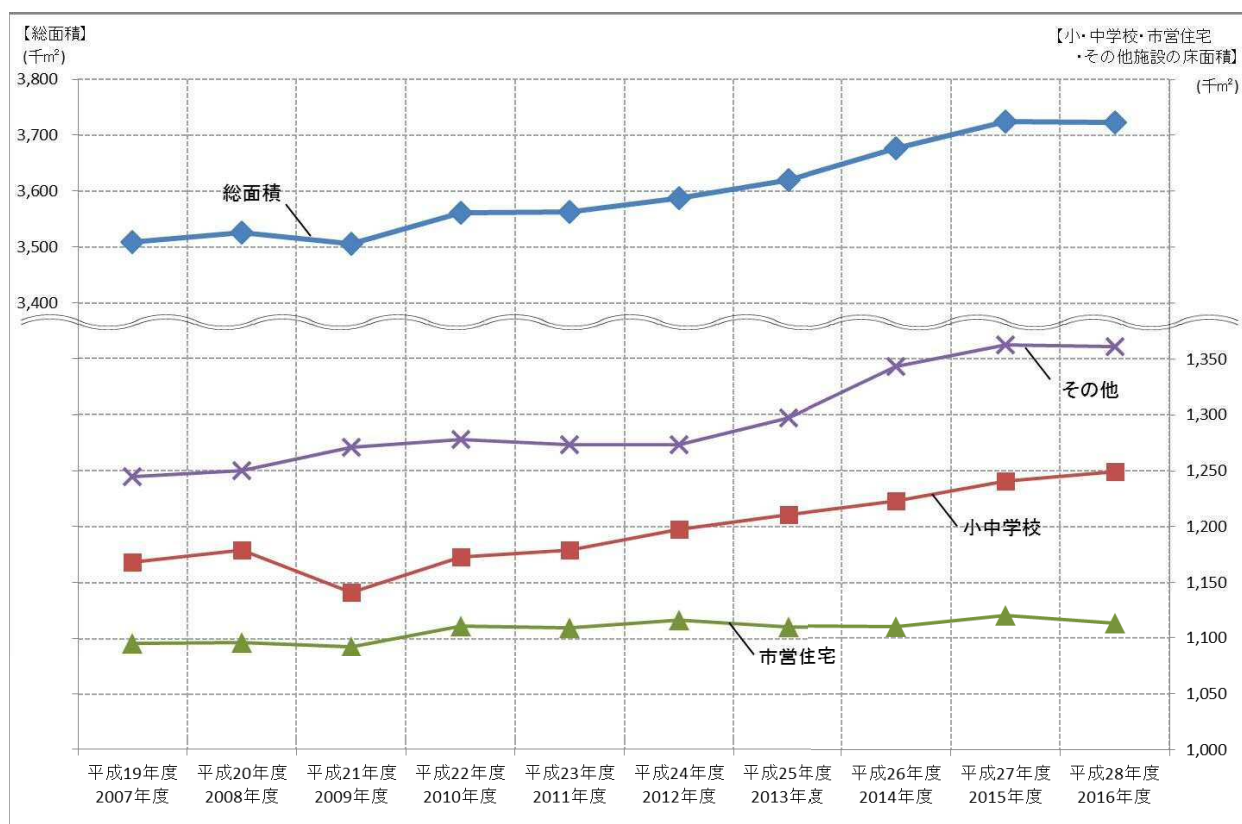
### 3 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設・学校施設などの公共建築物、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、さまざまな社会経済活動を支えるための施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行により集中的に整備されたものも多く、公共建築物については、現状のものをそのまま保有することを前提とした場合、10年後には、全体の約74%が築30年以上となり（床面積で算定）、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます。

また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小・中学校の新設等により、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間で約21万㎡増加しています（図表4）。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

こうしたことから、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理とあわせ、人口のピークが想定される平成42（2030）年度以降の人口減少への転換等を見据え、施設保有量の最適化の更なる検討とともに、取組を順次拡大していく必要があります。

図表4 公共建築物の総床面積の推移



## 4 市民満足度の一層の向上の必要性

平成 28 (2016) 年度実施の市民アンケート (概要は P. 126 参照) によれば、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」において、「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた割合は、56.4%と半数を上回る水準となっており、平成 27 (2015) 年度に実施した市民アンケートの 53.0%と比較して 3.4 ポイント増加しています (図表 5)。

今後も、市民との積極的な情報共有を通じ、市民ニーズや地域課題をよりの確に捉え、必要なサービス提供を行うことなどにより、市民満足度の更なる向上を図っていく必要があります。

図表 5 「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の市民アンケート

|                       | 満足している<br>ある程度満足している | どちらともいえない | あまり満足していない<br>満足していない |
|-----------------------|----------------------|-----------|-----------------------|
| 平成 28 (2016)<br>年度実施① | 56.4%                | 28.8%     | 14.2%                 |
| 平成 27 (2015)<br>年度実施② | 53.0%                | 28.5%     | 17.3%                 |
| 差異 (①-②)              | 3.4 ポイント増            | 0.3 ポイント増 | 3.1 ポイント減             |

## 5 行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性

社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化・増大化に的確に対応するため、これまでも柔軟で機動的な組織整備の取組を進めてきましたが（図表6）、熊本地震等の大規模自然災害の発生を契機とし、都市としての災害対策の強化への要請が高まっているとともに、少子高齢化が急速に進展していくことが想定される中、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を更に推進していくことが求められています。

これらをはじめとしたさまざまな課題に対応し、安全・安心な市民の暮らしを支えるためには、市役所組織の見直しを図り、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組むことにより、自助、互助、共助、公助の適切な役割分担による行政として担うべき役割を踏まえた体制づくりを進める必要があります。

図表6 直近2か年度の主な組織整備

|                    | 主な取組内容   |
|--------------------|--|
| 平成 28<br>(2016) 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな政策課題に対応し、責任体制を明確にするための局の再編（総務企画局、市民文化局、こども未来局、臨海部国際戦略本部の設置）</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域みまもり支援センター担当の設置</li> <li>・高齢者福祉施設の事業者への指導・監査体制の強化</li> <li>・地域と一体となった防災まちづくりを推進するための防災まちづくり推進課の設置</li> <li>・子ども・若者に対する施策を総合的に推進するための青少年支援室の設置</li> <li>・待機児童対策の推進に向けた体制の強化</li> <li>・オリンピック・パラリンピック推進室の設置</li> </ul> |
| 平成 29<br>(2017) 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫した健康給食を推進するための健康給食推進室の設置</li> <li>・小・中学校等の学級編制基準及び教職員の給与費負担等の事務・権限の政令指定都市移譲への対応</li> <li>・児童福祉法改正に伴う児童相談所の体制強化</li> <li>・「川崎市総合計画」の推進体制を下支えする職場づくりのための働き方・仕事の進め方改革担当の設置</li> </ul>   |

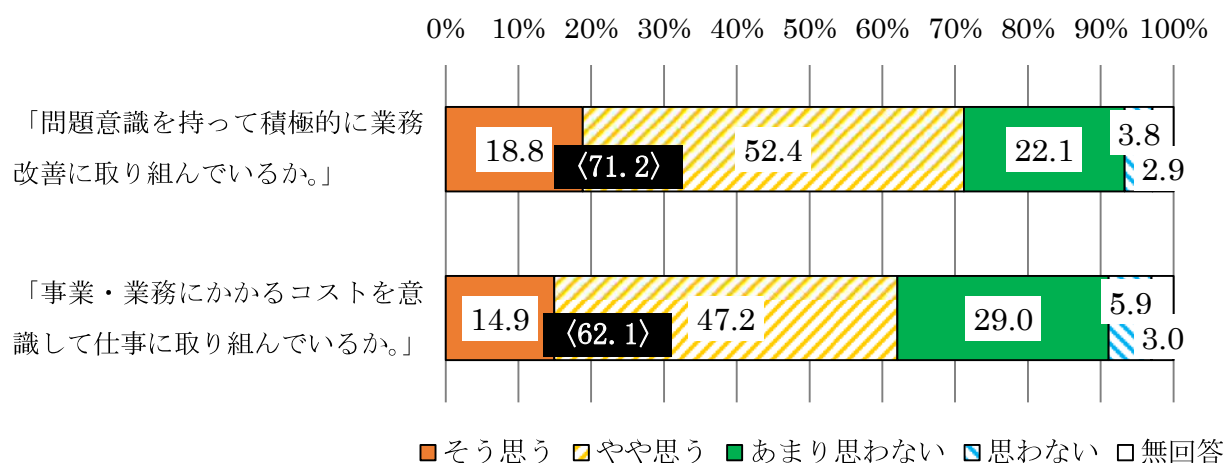
## 6 改革意識を持った職員の育成の必要性

平成29(2017)年度実施の職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(概要はP.127参照)では、「業務管理・組織管理」の調査項目中、「問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいるか」の質問について、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合は、71.2%となっており、また、「事業・業務にかかるコストを意識して仕事に取り組んでいるか」の質問について、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合は、62.1%となっています(図表7)。

本市では、これまで、「質的改革」の推進に向けて、職場の職員全員が日頃から活発にコミュニケーションをとり、自由な意見交換を行うことで、組織一丸となって日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成や、市民の視点に立ち、コスト意識、スピード感を持って積極的に地域の課題解決を図ることができる人材育成の取組を進めてきましたが、未だ改善の余地があるといえます。また、今後は、これまで以上に、幅広い視野を持ち、現場主義、対話主義の実践を通じて、地域の多様な主体を適切にコーディネートしながら、自ら積極的に地域の課題解決に向けて取り組むことや、それぞれの事業の状況や特性に応じて事業手法等の見直しを行うことなどが求められます。

そのため、前例や固定観念等に捉われずに自らチャレンジし、日常的に改善・改革を実践する職員の育成をより一層進めていく必要があります。

図表7 「働き方についてのアンケート調査」中、「業務管理・組織管理」の調査項目から抜粋



※図表中の〈 〉内の数値は、「そう思う」・「やや思う」の合計値。

## 7 働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性

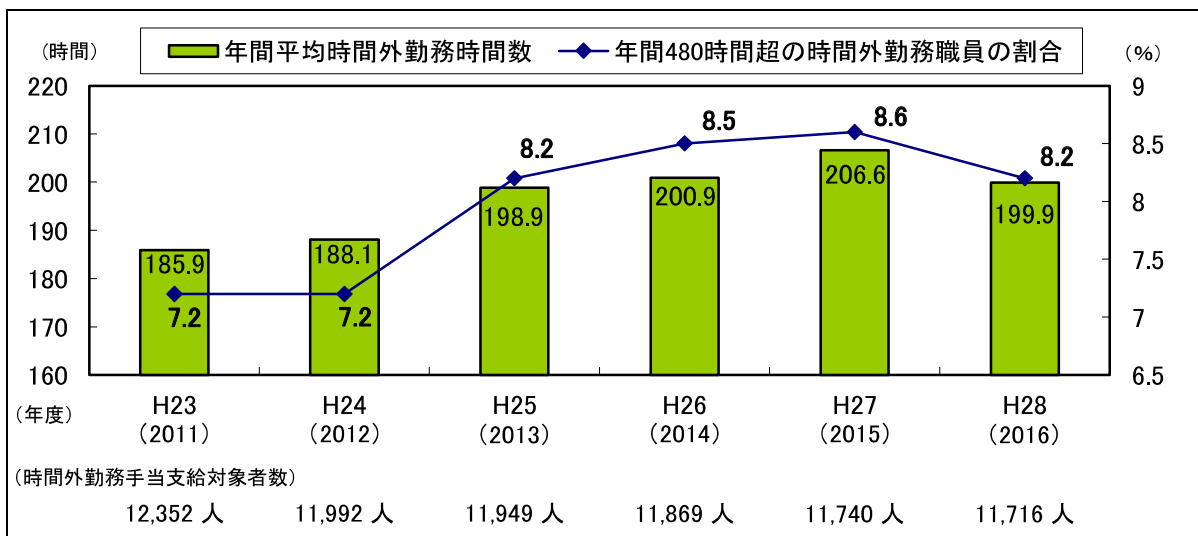
本市においては、当面の人口増加や、高齢化の更なる進展、さらには、これらに伴う市民ニーズの多様化・増大化による事務量の増加が見込まれる中、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、仕事の進め方を見直し効率化していくとともに、多様な人材が活躍できる組織風土を築くことが重要です。

本市職員の時間外勤務については、平成 27（2015）年度と平成 28（2016）年度を比較すると、年間平均時間外勤務時間数が約 6.7 時間（3.24%）減少し、年間 480 時間超の時間外勤務職員の割合も 0.4 ポイント減少している状況ですが（図表 8）、引き続き、業務の効率化や職員のワーク・ライフ・バランスの確保等による市民満足度の高い行財政運営の基盤づくりが求められています。

本市では、平成 29（2017）年 3 月に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」を策定し、長時間勤務の是正、業務改善・改革などの「職員の働く環境の整備と意識改革」と、女性活躍推進・次世代育成支援、障害者雇用の拡大などの「多様な働き方の推進」を取組の方向として定め、さまざまな取組を総合的に推進しています。

今後も全庁を挙げて、業務の効率化や、管理職のマネジメント力の向上、ICTの活用等によるワークスタイルの変革を効果的に推進するとともに、育児や介護などさまざまな事情を抱えた職員も含め全ての職員が働きやすい環境でより力を発揮できるよう、時差勤務やテレワークなど働く時間や場所を柔軟に選択できる仕組みづくりや、高年齢職員や非常勤嘱託員・臨時的任用職員の活用等、多様な働き方を可能とする取組を推進するなど、働き方・仕事の進め方改革を積極的に進めていく必要があります。

図表 8 本市職員の時間外勤務の推移（全任命・休日勤務を含む。）





## 第3章 改革の取組

取組1「共に支える」、取組2「再構築する」、取組3「育て、チャレンジする」の3つを改革の取組の柱とし、質の高い市民サービスを安定的に提供するための組織の最適化や、市民サービス向上に向けた民間部門の活用、働き方・仕事の進め方改革とあわせた業務改善等による効率的・効果的な事務執行、将来の人口減少への転換等を見据えた「資産保有の最適化」や多様な効果創出に向けた「財産の有効活用」などの資産マネジメント、さらには、こうした改革を着実に推進するための職員の意識改革・人材育成などに取り組みます。

また、定量的又は定性的な面からの取組実績や効果の把握による、的確かつ客観的な進管理・評価を可能とするため、各改革課題において、計画期間中の具体的な取組内容や、可能なものについては、指標とその目標値を設定します。

なお、計画期間中の本市の財政状況や、さまざまな社会経済環境の変化には、適時適切に対応し、効率的・効果的な行財政運営に資する改革の取組を推進します。

| 改革の取組と改革項目             |                               | ページ番号     |
|------------------------|-------------------------------|-----------|
| <b>取組1「共に支える」</b>      |                               | <b>15</b> |
| (1)                    | 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進 | 17        |
| (2)                    | 区役所改革の推進                      | 31        |
| (3)                    | 市民との積極的な情報共有の推進               | 35        |
| <b>取組2「再構築する」</b>      |                               | <b>37</b> |
| (1)                    | 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化        | 39        |
| (2)                    | 市民サービス向上に向けた民間部門の活用           | 47        |
| (3)                    | 給与制度・福利厚生事業の見直し               | 54        |
| (4)                    | I C Tの更なる活用                   | 55        |
| (5)                    | 債権確保策の強化                      | 58        |
| (6)                    | 戦略的な資産マネジメント                  | 61        |
| (7)                    | 入札・契約制度改革                     | 66        |
| (8)                    | 資金の調達と運用の安定化・効率化              | 67        |
| (9)                    | 特別会計の健全化                      | 69        |
| (10)                   | 公営企業の経営改善                     | 71        |
| (11)                   | 出資法人の経営改善・活用                  | 77        |
| (12)                   | 地方分権改革の推進                     | 78        |
| (13)                   | 内部の業務改善による事務執行の効率化            | 79        |
| (14)                   | 将来を見据えた市民サービス等の再構築            | 85        |
| <b>取組3「育て、チャレンジする」</b> |                               | <b>94</b> |
| (1)                    | 計画的な人材育成・有為な人材確保              | 96        |
| (2)                    | 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり           | 107       |
| (3)                    | 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上 | 110       |

### 【行財政改革の取組指標】

市民アンケートにおける「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」（P. 9、概要はP. 126 参照）を指標として、改革の取組を通じた一層質の高い行財政運営を推進します。

|                         | 平成 28（2016）年度 | 平成 33（2021）年度 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 日々の生活に身近な行政サービスについての満足度 | 56.4%         | 56.4%以上       |

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

### 改革課題

| No.・課題名   | 1 守衛業務の見直し | 所管 | 総務企画局 |
|---|------------|----|-------|
| <b>現状</b>   |            |    |       |
| 本庁舎等の守衛業務については、第2庁舎及び第3庁舎を職員が行い（夜間・閉庁日は委託）、第4庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を行っています。 |            |    |       |
| <b>取組の方向性</b>   |            |    |       |
| 他都市の庁舎警備業務委託化の状況や本庁舎等建替事業の進捗状況等を踏まえて、本庁舎等における守衛と警備員の役割分担について整理を行い、民間部門の活用に向けた取組を進めます。   |            |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>   |            |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守衛職と警備員の役割分担についての考え方の整理</li> <li>・ 民間部門の活用に向けた検討</li> </ul>                                |            |    |       |

| No.・課題名  | 2 危機管理体制の強化 | 所管 | 総務企画局 |
|--|-------------|----|-------|
| <b>現状</b>  |             |    |       |
| 近年、各地で大規模自然災害が発生する中、首都圏においても災害リスクが高まっています。防災、減災対策は、平時から全庁一丸となって取り組む必要があるため、これまで、東日本大震災以降の各種防災計画等の策定、見直しを通じ、各局区等の役割分担の整理・明確化を図るとともに、平成28（2016）年の熊本地震での教訓等を踏まえ、各局区等の防災施策の主体的な実施と、その取組の有機的な連携により、全庁横断的な対応ができるよう、平成30（2018）年度に危機管理監を設置するなど組織整備を行ってきました。今後も、新たな課題把握に努めながら、より効果的・効率的な危機管理体制の構築を進めていく必要があります。 |             |    |       |
| <b>取組の方向性</b>  |             |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実際の災害対応や各種訓練、他都市の危機管理事象からの教訓などを踏まえ、危機管理体制の検証や見直しを行います。また、平時から各局区等がそれぞれの役割のもと、主体的に防災、減災対策に取り組むとともに、連携して取組を推進することができるよう役割分担の整理・明確化を進めます。</li> <li>・ 防災対策及び災害、危機事象への対応は市の責務であり、職員一人ひとりがその一員であるという意識の醸成と効果的な人材育成の取組を進めます。</li> </ul>   |             |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>  |             |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効的な災害対応力の充実、強化に向けた危機管理体制の検証・見直し</li> <li>・ 各局区等が主体となった防災施策推進に向けた役割分担の整理・明確化の推進</li> <li>・ 実践的な訓練や研修の充実による効果的、計画的な人材育成に向けた検討・調整及び取組の推進</li> </ul>   |             |    |       |

| No.・課題名  | 3 内部統制に関する体制整備 | 所管 | 総務企画局 |
|--|----------------|----|-------|
| <b>現状</b>  |                |    |       |
| 地方公共団体等における適正な事務処理などの確保等を図るため、平成29（2017）年に地方自治法が改正され、内部統制に関する方針の策定と、これに基づく体制の整備が義務付けられました。あわせて、市民から信頼される行政を実現するため、職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を強化していく必要があります。            |                |    |       |
| <b>取組の方向性</b>  |                |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成32（2020）年4月に施行される地方自治法の改正に伴う内部統制に関する方針の策定及び同方針に基づく体制整備を図ります。</li> <li>・ 職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組の強化を図ります。</li> </ul>      |                |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>  |                |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務におけるリスクの識別、評価</li> <li>・ 内部統制に関する方針の策定（平成31（2019）年度）</li> <li>・ 同方針に基づく体制整備</li> <li>・ 職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保の取組強化</li> </ul> |                |    |       |

## 取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

| No.・課題名  | 2 | 施設の長寿命化 | 所管 | 財政局 |
|--|---|---------|----|-----|
| <b>現状</b>  |   |         |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進する公共施設等総合管理計画である「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。</li> <li>・市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等について、個別長寿命化計画に基づき長寿命化を推進しています。</li> <li>・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）について、資産マネジメントシステムによる施設の劣化状況の一元管理を行い、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事優先度判定により長寿命化を推進しています。</li> </ul> |   |         |    |     |
| <b>取組の方向性</b>  |   |         |    |     |
| <p>各局区等と連携しながら、施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。</p>   |   |         |    |     |
| <b>具体的な取組内容</b>  |   |         |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別長寿命化計画に基づく、市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等の長寿命化の推進</li> <li>・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）の効率的・効果的な取組手法による長寿命化の推進</li> <li>・平成33（2021）年度からの資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針の策定に向けた、効果的な長寿命化の取組の検討</li> <li>・第3期取組期間の実施方針に基づく取組の順次実施（平成33（2021）年度～）</li> </ul>   |   |         |    |     |

| No.・課題名  | 3 | 資産保有の最適化 | 所管 | 財政局 |
|--|---|----------|----|-----|
| <b>現状</b>  |   |          |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、資産保有の最適化を推進しています。</li> <li>・将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を行いながら資産保有の最適化を推進しています。最適化については、引き続き見込まれる人口増加への対応を図りながらも、将来の人口減少への転換を見据えた検討を着実に進めていく必要があります。</li> <li>・現在、公共施設のあり方の検討を進めるため、PRE戦略推進委員会の見直しの検討を進めています。</li> </ul>   |   |          |    |     |
| <b>取組の方向性</b>  |   |          |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・PRE戦略推進委員会の機能の見直しを図り、将来における公共施設の活用や利用者のニーズを踏まえながら、公共施設のあり方の方向性を精査していきます。</li> <li>・稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、市民ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。</li> </ul>   |   |          |    |     |
| <b>具体的な取組内容</b>  |   |          |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公設保育所の民設民営手法等の導入の推進</li> <li>・新本庁舎完成後を見据えた第4庁舎等周辺施設のあり方の検討</li> <li>・市営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進</li> <li>・児童生徒数に対応した教育環境整備の推進</li> <li>・PRE戦略推進委員会を活用した公共施設のあり方の検討</li> <li>・平成33（2021）年度からの資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針の策定に向けた、資産保有量の最適化の取組手法や市民施設等の複合化・多機能化についての検討</li> <li>・第3期取組期間の実施方針に基づく取組の順次実施（平成33（2021）年度～）</li> </ul> |   |          |    |     |

## 取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

| No.・課題名   |            | 4              | 財産の有効活用 | 所管             | 財政局 |
|---|------------|----------------|---------|----------------|-----|
| <b>現状</b>   |            |                |         |                |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、財産の有効活用を推進しています。</li> <li>・活用事例を取りまとめた「有効活用カタログ」（平成30（2018）年2月改訂）を活用し、多様な効果創出に向けた財産の有効活用の取組拡大を推進しています。</li> </ul>  |            |                |         |                |     |
| <b>取組の方向性</b>   |            |                |         |                |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果の創出に向け、財産活用の手法や対象の拡大を図ります。</li> <li>・庁舎等駐車場については、有料化による適正利用等に取り組みます。</li> <li>・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業については、貸付け等による歳入確保に取り組みます。</li> <li>・広告事業については、事業者と連携した広告事業の展開による歳入確保等に取り組みます。</li> <li>・ネーミングライツ（命名権）については、導入施設の拡大に取り組みます。</li> </ul> |            |                |         |                |     |
| <b>具体的な取組内容</b>   |            |                |         |                |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有効活用カタログ」を活用した財産有効活用の取組拡大の推進</li> <li>・庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進</li> <li>・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進</li> <li>・広告事業の推進</li> <li>・ネーミングライツ（命名権）の取組の推進</li> <li>・公共空間を有効に活用していくための取組拡大の推進</li> </ul>   |            |                |         |                |     |
| <b>指標</b>   | 財産有効活用の歳入額 | <b>現状値</b>     |         | <b>目標値</b>     |     |
|   |            | （平成28(2016)年度） |         | （平成33(2021)年度） |     |
|   |            | 6.2億円          |         | 6.2億円以上        |     |

| No.・課題名   |  | 5 | いこいの家における多世代交流の推進に向けた取組の検討 | 所管 | 健康福祉局 |
|---|--|---|----------------------------|----|-------|
| <b>現状</b>   |  |   |                            |    |       |
| <p>高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防等を行う利用施設として概ね各中学校区1か所に「いこいの家」を整備してきました。</p> <p>更なる地域づくりの促進のため、施設の重要性が増している中で、高齢者に限定しない多目的な活動の場が求められていることから、今後の施設機能を検討していく必要があります。</p> |  |   |                            |    |       |
| <b>取組の方向性</b>   |  |   |                            |    |       |
| <p>高齢者に限定せず、障害者や子ども、子育て中の親など全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の「いこいの家」の機能の充実・強化を図りながら、「こども文化センター」との連携により、多世代が交流する多目的な活動の場となるよう取組を進めます。</p>                   |  |   |                            |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>   |  |   |                            |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いこいの家」、「こども文化センター」両施設でのモデル事業の実施による検証・検討結果に基づく、多世代交流の更なる推進に向けた仕組みづくりの検討</li> </ul>                                  |  |   |                            |    |       |

## 取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

|  |   |                                       |           |        |
|--|---|---------------------------------------|-----------|--------|
| <b>No.・課題名</b>   | 6 | <b>こども文化センターにおける多世代交流の推進に向けた取組の検討</b> | <b>所管</b> | こども未来局 |
| <b>現状</b>  |   |                                       |           |        |
| <p>児童の健全な育成を図るため、地域での遊びの拠点として概ね各中学校区1か所に「こども文化センター」を整備してきました。</p> <p>市民ニーズや子どもをとりまく環境を踏まえて、更なる地域づくりの促進のため、施設の重要性が増している中で、多くの世代が利用しやすい多目的な活動の場が求められていることから、今後の施設機能を検討していく必要があります。</p> |   |                                       |           |        |
| <b>取組の方向性</b>  |   |                                       |           |        |
| <p>子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の「こども文化センター」、「いこいの家」について、両施設の連携により、多世代が交流する多目的な活動の場となるよう取組を進めます。</p>   |   |                                       |           |        |
| <b>具体的な取組内容</b>  |   |                                       |           |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども文化センター」、「いこいの家」両施設でのモデル事業の実施による検証・検討結果に基づく、多世代交流の更なる推進に向けた仕組みづくりの検討</li> </ul>   |   |                                       |           |        |

|  |   |                                    |           |        |
|--|---|------------------------------------|-----------|--------|
| <b>No.・課題名</b>   | 7 | <b>広域拠点（都市拠点）における公共空間の総合的な有効活用</b> | <b>所管</b> | まちづくり局 |
| <b>現状</b>  |   |                                    |           |        |
| <p>国や地方公共団体等が保有する公共空間（道路、広場、公園・緑地、河川敷、港湾、公開空地、公共施設などの不特定多数の人が利用できる屋外及び屋内の空間）は、行政のルールに縛られて十分に活かしきれていない場合があることから、地域コミュニティと連携した民間主体等が、地域の活性化やまちの魅力向上など、新たな価値を創造する場として公共空間を活用する仕組みづくりが求められています。</p> <p>近年では、公共空間の有効活用の観点から、一部の施設においてネーミングライツの導入等を行っていますが、本市の広域拠点（都市拠点）においては、公共空間の持つポテンシャルを活かした更なる有効活用の必要性が高まっています。</p> |   |                                    |           |        |
| <b>取組の方向性</b>  |   |                                    |           |        |
| <p>広域拠点の拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）は、本市の中でも非常に利用者の多い駅であり、駅周辺の更なる魅力向上とともに、公共空間における環境美化の維持・向上を図るため、公共空間の有効活用による新たな財源確保や、効率的な維持管理方法などの検討を行い、にぎわいのある持続可能なまちづくりを推進します。</p>  |   |                                    |           |        |
| <b>具体的な取組内容</b>  |   |                                    |           |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの創出に向けた道路空間等の有効活用によるオープンカフェ、イベント等の実施</li> <li>・公共空間の有効活用に伴う占用料等を活用することによる、まちのにぎわいの創出や環境美化の推進</li> </ul>  |   |                                    |           |        |

## 取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

|  |          |                    |           |               |
|--|----------|--------------------|-----------|---------------|
| <b>No.・課題名</b>   | <b>8</b> | <b>庁舎等建築物の長寿命化</b> | <b>所管</b> | <b>まちづくり局</b> |
| <b>現状</b>  |          |                    |           |               |
| <p>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。</p> <p>・一層効率的・効果的に施設の長寿命化を推進するため、平成29（2017）年度から庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）を対象として、劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務をまちづくり局において一元的に行う執行体制を整備しました。</p>  |          |                    |           |               |
| <b>取組の方向性</b>  |          |                    |           |               |
| <p>平成30（2018）年度からは、庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務に加え、長寿命化に関する工事等予算についても一元化し、まちづくり局において取り組むことで、施設管理者とまちづくり局双方の業務効率化を図ります。</p> <p>また、工事優先度判定については、公共建築設計・工事を専門に扱う部門の強みを活かし、より専門的な見地から実施します。</p> <p>なお、設計・工事執行に当たっては、民間活力の活用について検討し、より効率的・効果的に庁舎等建築物の長寿命化を推進します。</p> |          |                    |           |               |
| <b>具体的な取組内容</b>  |          |                    |           |               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務及び長寿命化に関する工事等予算の一元化による効率的・効果的な取組の推進</li> <li>・より専門的な見地を活かした工事優先度判定の実施</li> <li>・設計・工事執行における民間活力の活用検討</li> </ul>   |          |                    |           |               |

|  |                     |                                      |                              |              |
|--|---------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------|
| <b>No.・課題名</b>   | <b>9</b>            | <b>道路・公園等を活用したにぎわいの創出</b>            | <b>所管</b>                    | <b>建設緑政局</b> |
| <b>現状</b>  |                     |                                      |                              |              |
| <p>都市計画道路予定地においては、にぎわいの創出等の観点から、道路占用許可の見直しなどによる財産の有効活用の取組を推進しており、平成28（2016）年度から入札型占用制度の運用を開始しました。</p> <p>また、道路・公園緑地についても、にぎわいの創出に向けた取組が求められており、他都市の事例を踏まえながら、占用許可基準の緩和など、更なる有効活用の手法を検討する必要があります。</p> |                     |                                      |                              |              |
| <b>取組の方向性</b>  |                     |                                      |                              |              |
| <p>道路予定地においては、にぎわいの創出等に向けて、入札型占用制度による有効活用を推進します。</p> <p>また、公共空間を活用した魅力とにぎわいのある都市拠点の形成や、緑豊かで魅力的なまちづくりの推進に向け、道路や公園緑地の効果的な利活用の検討を進めます。</p>  |                     |                                      |                              |              |
| <b>具体的な取組内容</b>  |                     |                                      |                              |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札型占用制度による有効活用の推進と検証</li> <li>・都市再生緊急整備地域（川崎駅周辺）におけるにぎわいの創出に向けた占用許可基準等の緩和の検討</li> <li>・公園緑地における取組の検討</li> </ul>  |                     |                                      |                              |              |
| <b>指標</b>  | 道路予定地等の有効活用（入札型占用）数 | <b>現状値</b><br>(平成29(2017)年<br>10月時点) | <b>目標値</b><br>(平成33(2021)年度) |              |
|  |                     | 3か所                                  | 10か所以上                       |              |

|  |           |                          |           |                 |
|--|-----------|--------------------------|-----------|-----------------|
| <b>No.・課題名</b>   | <b>10</b> | <b>川崎区における市民館機能の再編整備</b> | <b>所管</b> | <b>教育委員会事務局</b> |
| <b>現状</b>  |           |                          |           |                 |
| <p>平成20（2008）年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」において、教育文化会館の市民館機能は庁舎狭隘など課題のある川崎区役所と複合化するものとしています。</p> <p>しかしながら、同計画の策定から10年が経過し、教育文化会館の建物・設備の老朽化、「川崎市スポーツ・文化総合センター」の新設に伴う教育文化会館の大ホールの閉鎖、市税部門のかわさき市税事務所への移転に伴う区役所狭隘問題の一定の解消など状況が変化中、川崎区における市民館機能の再編整備の方向性について見直しを行い、その新たな方向性のもと取組を進める必要があります。</p> |           |                          |           |                 |
| <b>取組の方向性</b>  |           |                          |           |                 |
| <p>市民館機能を教育文化会館周辺に位置する労働会館内に移転することで、教育文化会館の改築に比べ経費が削減できるとともに、継続的な市民利用が可能となることから、この手法による市民館機能の再編整備に向けた取組を進めます。</p>  |           |                          |           |                 |
| <b>具体的な取組内容</b>  |           |                          |           |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民館機能の労働会館内への移転に向けた取組の推進</li> </ul>  |           |                          |           |                 |

## 取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

| No.・課題名   | 2 総務事務執行体制の見直し | 所管 | 総務企画局 |
|---|----------------|----|-------|
| <b>現状</b>   |                |    |       |
| <p>質の高い市民サービスを引き続き的確かつ安定的に提供するためには、より一層、総務事務（内部管理事務）の改革を推進し、職員が携わる業務を定型的、反復的なものから専門性の高いものに移行させていく必要があります。こうした中、人事、給与・旅費、福利厚生等の業務を中心とした総務事務について、先行的に民間委託の取組を行っている他都市の状況等を踏まえ、民間委託等による集約化に向けて検討を進めています。</p> |                |    |       |
| <b>取組の方向性</b>   |                |    |       |
| <p>人事、給与・旅費、福利厚生等の総務事務の一部について、民間委託等による集約化に取り組むとともに、その状況を踏まえながら、更なる集約化の範囲の拡大の検討を進めます。</p> <p>また、多様な働き方の推進の観点から障害者雇用の拡大に取り組む中、集約化する総務事務の執行において、障害者が活躍できる可能性や分野についての検討を進めます。</p>                             |                |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>   |                |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31（2019）年度からの人事、給与・旅費、福利厚生などの総務事務の一部についての民間委託等による集約化とその効果を踏まえた集約化の範囲の更なる拡大の検討</li> <li>会計事務、文書事務等の総務事務の民間委託等による集約化についての検討</li> <li>障害者雇用拡大の取組との連携の検討</li> </ul> |                |    |       |

| No.・課題名  | 3 庁内会議の見直し                               | 所管              | 総務企画局           |
|--|--|-----------------|-----------------|
| <b>現状</b>  |  |                 |                 |
| <p>庁内会議については、平成 29（2017）年度からペーパーレス会議やテレビ会議を試行的に実施するとともに、庁内会議の設置・運営や、資料等の情報共有のルールづくりに向けた検討を進めています。</p> <p>今後も、働き方・仕事の進め方改革の推進とあわせ、会議の質の一層の向上とともに、より効率的・効果的な会議運営等に向けた取組を推進する必要があります。</p> |  |                 |                 |
| <b>取組の方向性</b>  |  |                 |                 |
| <p>庁内会議の設置目的の明確化等による会議の質の一層の向上及びより効率的・効果的な会議運営や参加者意識の向上による会議時間の削減に向けて、主要課題調整会議等の全庁的な会議や、各局区等における会議の見直しを推進します。</p> <p>また、ペーパーレス会議やテレビ会議の試行結果の検証を行いながら、会議における ICT の更なる活用に向けた検討を進めます。</p> |  |                 |                 |
| <b>具体的な取組内容</b>  |  |                 |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内会議に関する職員アンケート調査結果を踏まえた、主要課題調整会議等の全庁的な会議や、各局区等における会議の見直しの推進</li> <li>本庁と各区役所間におけるテレビ会議の継続的な実施やペーパーレス会議等の実施に向けた検討</li> </ul>                    |  |                 |                 |
| <b>指標</b>  | 効率的に庁内会議が行われていると思う職員の割合（働き方についてのアンケート調査） | <b>現状値</b>      | <b>目標値</b>      |
|  |  | （平成 29(2017)年度） | （平成 33(2021)年度） |
|  |  | 53.0%           | 80%以上           |

| No.・課題名  | 4 業務プロセス改革の推進 | 所管 | 総務企画局 |
|--|---------------|----|-------|
| <b>現状</b>  |               |    |       |
| <p>本市ではこれまで文書管理、財務、旅費、職員情報等の全庁に共通する事務について、システムの導入とあわせた業務プロセス改革を実施しており、各業務の所管部署においても、制度の変更やシステムの導入等とあわせた業務プロセスの見直しに取り組んでいます。</p> <p>平成 28（2016）年度から取り組んでいる働き方・仕事の進め方改革において喫緊の課題としている長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の重要性が一層増しており、庁内での取組に加え、外部の目による専門的知見を活かした業務分析等を実施しています。</p> |               |    |       |
| <b>取組の方向性</b>  |               |    |       |
| <p>行政改革部門と各業務所管部署が連携し、外部の目による専門的知見も活用しながら、職場における課題の可視化等の業務分析の実施、職員の意見を反映したボトムアップによる業務改善の提案、新たな ICT の活用などによる業務プロセス改革を推進します。</p>   |               |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>  |               |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>長時間勤務が課題となっている職場における庁内プロジェクト及び外部の目による専門的な知見を活用した業務分析等の実施</li> <li>業務分析等を実施した職場における新たな ICT の活用の可能性などの検討</li> </ul>   |               |    |       |



## 取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

| No.・課題名   | 11 地方自治法の改正を踏まえた監査制度の見直し | 所管 | 監査事務局 |
|---|--------------------------|----|-------|
| <b>現状</b>   |                          |    |       |
| <p>「第31次地方制度調査会」からの「適切な役割分担によるガバナンス」等に関する答申を受け、地方自治法が一部改正されました。</p> <p>この改正では、監査制度の充実・強化とあわせて、内部統制に関する方針の策定等も義務付けられたことから、その実施に向け、監査事務局がこれまでに蓄積してきた財務事務に関するリスク情報などを共有しながら、関係局と連携して検討を進める必要があります。</p>   |                          |    |       |
| <b>取組の方向性</b>   |                          |    |       |
| <p>監査制度の見直しにおいては、総務省令で示される指針を踏まえて川崎市監査基準を施行期日までに策定するとともに、勧告制度など新たな制度に対応するため、各種規程の見直しを行います。</p> <p>また、内部統制機能の構築にも参画しながら、内部統制評価報告書の監査委員審査について、総務省から示されるモデルを参考にあり方の検討を進め、平成33(2021)年度から審査を実施します。</p>   |                          |    |       |
| <b>具体的な取組内容</b>   |                          |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成30(2018)・31(2019)年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市監査基準の検討、策定、公表</li> <li>・市長に作成が義務付けられる内部統制評価報告書に対する監査委員審査の検討</li> </ul> </li> <li>■平成32(2020)年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市監査基準による監査等の実施</li> </ul> </li> <li>■平成33(2021)年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに市長に作成が義務付けられた内部統制評価報告書に対する監査委員審査の実施</li> </ul> </li> </ul> |                          |    |       |

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

|   |                       |           |               |
|---|-----------------------|-----------|---------------|
| <b>No.・課題名</b>  | <b>18 都市計画道路網の見直し</b> | <b>所管</b> | <b>まちづくり局</b> |
| <b>現状</b>   |                       |           |               |
| <p>都市計画道路の多くが昭和 20～30 年代に都市計画決定されており、社会経済情勢が大きく転換する中で、未着手路線を中心に都市計画道路のあり方について検討を進め、平成 20 (2008) 年 6 月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定するとともに、同方針において見直し候補路線として選定された 7 路線 (11 区間) の内、南武線連続立体交差事業との関連性が強い大田神奈川線を除く路線について、平成 25 (2013) 年度までに都市計画変更等の対応を完了しました。</p> <p>あわせて、平成 20 (2008) 年度の見直し方針策定から一定の年月が経過しているため、その効果検証を踏まえながら、今後の見直しの考え方や方針の整理を進めてきました。</p> |                       |           |               |
| <b>取組の方向性</b>   |                       |           |               |
| <p>都市構造や社会情勢等の変化により、都市計画道路に求められる機能や役割にも影響が生じていることから、平成 29 (2017) 年度改定の「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、完成済や事業中の区間も含めた都市計画変更のしるしや、路線バス等の走行環境改善に向けた取組を進めます。</p>  |                       |           |               |
| <b>具体的な取組内容</b>   |                       |           |               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 (2017) 年度改定の「都市計画道路網の見直し方針」に基づく取組の推進</li> <li>・都市計画道路野川柿生線の平成 32 (2020) 年度の都市計画変更手続に向けた、関連する用途地域等のあり方の検討や関係機関との調整等の実施</li> <li>・都市計画道路南幸町渡田線の都市計画変更手続及び都市計画道路中瀬線の都市計画廃止手続に向けた、関連する用途地域等のあり方の検討や関係機関との調整等の実施</li> <li>・モデル路線における交差点改良やバスベイ設置等による路線バス等の走行環境改善に向けた関係機関との調整等の実施</li> </ul>          |                       |           |               |

|  |                       |           |              |
|--|-----------------------|-----------|--------------|
| <b>No.・課題名</b>   | <b>19 市内駐輪場施設の見直し</b> | <b>所管</b> | <b>建設緑政局</b> |
| <b>現状</b>  |                       |           |              |
| <p>地権者や企業等から借地している一部駐輪場においては、利用台数が少ないことから、利用者からの利用料金収入と借地料に差が生じています。</p>   |                       |           |              |
| <b>取組の方向性</b>  |                       |           |              |
| <p>駐輪場サービスの提供については、費用対効果の観点から踏まえた効率的・効果的な運営が求められることから、借地している駐輪場の利用率などを踏まえ、駐輪場の統廃合も含めた見直しを進めます。</p>                                       |                       |           |              |
| <b>具体的な取組内容</b>  |                       |           |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率や利用実態などの調査を踏まえた駐輪場の統廃合等の検討</li> <li>・駐輪場を管理している指定管理者との調整を行った上での駐輪場の統廃合等に向けた地権者との調整</li> </ul> |                       |           |              |

|  |   |                 |                   |
|--|---|-----------------|-------------------|
| <b>No.・課題名</b>   | <b>20 市営霊園における有縁合葬型墓所等を活用した循環利用の仕組みづくりに向けた取組の推進</b> | <b>所管</b>       | <b>建設緑政局</b>      |
| <b>現状</b>  |   |                 |                   |
| <p>市営霊園については、高い墓所需要に対して継続した安定供給が求められる一方で、墓所に対する市民意識の変化や、核家族化・高齢化、墓所の無縁化の進行への対策が求められています。</p>   |   |                 |                   |
| <b>取組の方向性</b>  |   |                 |                   |
| <p>核家族化や高齢化を背景とし、個人での管理が不要な有縁合葬型墓所への需要が高まっており、また、墓所の承継者が途絶えることによる無縁化も進行していることから、限られた土地の中で、これらの課題に対応し公平で安定した墓所の供給を続けるため、有縁合葬型墓所の整備や、利用期間を有期限とし、従来墓所よりも区画が小さい小区画墓所の整備等による、墓所の循環利用の促進や無縁化の防止を図ります。</p>  |   |                 |                   |
| <b>具体的な取組内容</b>  |   |                 |                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑ヶ丘霊園における、墓所の承継や個人での管理が不要で墓じまい後の遺骨の最終的な埋葬先として利用できる有縁合葬型墓所の整備 (平成 30 (2018) 年度～)</li> <li>・早野聖地公園における、利用期間を有期限とする小区画墓所の段階的な整備 (平成 30 (2018) 年度～)</li> <li>・緑ヶ丘霊園における、小区画墓所の整備 (平成 32 (2020) 年度～)</li> </ul> |   |                 |                   |
| <b>指標</b>  | ①緑ヶ丘霊園における有縁合葬型墓所の整備箇所数<br>②緑ヶ丘霊園における小区画墓所の整備基数     | <b>現状値</b>      | <b>目標値</b>        |
|  |   | (平成 28(2016)年度) | (平成 33(2021)年度)   |
|  |   | ① 0 か所<br>② 0 基 | ① 1 か所<br>② 200 基 |